

自転車交通安全教育の時間 平成29年4月号（第43号）

# Traffic Safety News

～ 交通事故にあわない・おこさないために ～

## 1. 「Traffic Safety News (TSN)」について

高知県警マスコット



ボリンくん ポーリーちゃん

新学期が始まりました。新しい学校に入学して、自転車通学を始めた人も多いのではないのでしょうか。

中・高校生の皆さんは、通学や部活動等で自転車に乗る機会が多いと思いますが、交通ルールを守り、安全な運転ができていますでしょうか。

平成28年に県内で発生した中・高校生の交通事故(121件)のうち、自転車による交通事故が約73%(88件)と非常に高い割合を占めています。

そのため、中・高校生の交通事故の特徴や最新のデータをもとに、自転車に関する交通ルールや自転車を運転する際に気を付けてもらいたいことなどをまとめ、交通安全教育教材「Traffic Safety News(TSN)」として、毎月1回(8月を除く。)、県内全ての中・高校にお知らせしています。

交通事故にあわない、交通事故をおこさないために、「TSN」でこれから一緒に勉強していきましょう。

## 2. 自転車でも守るべき交通ルール

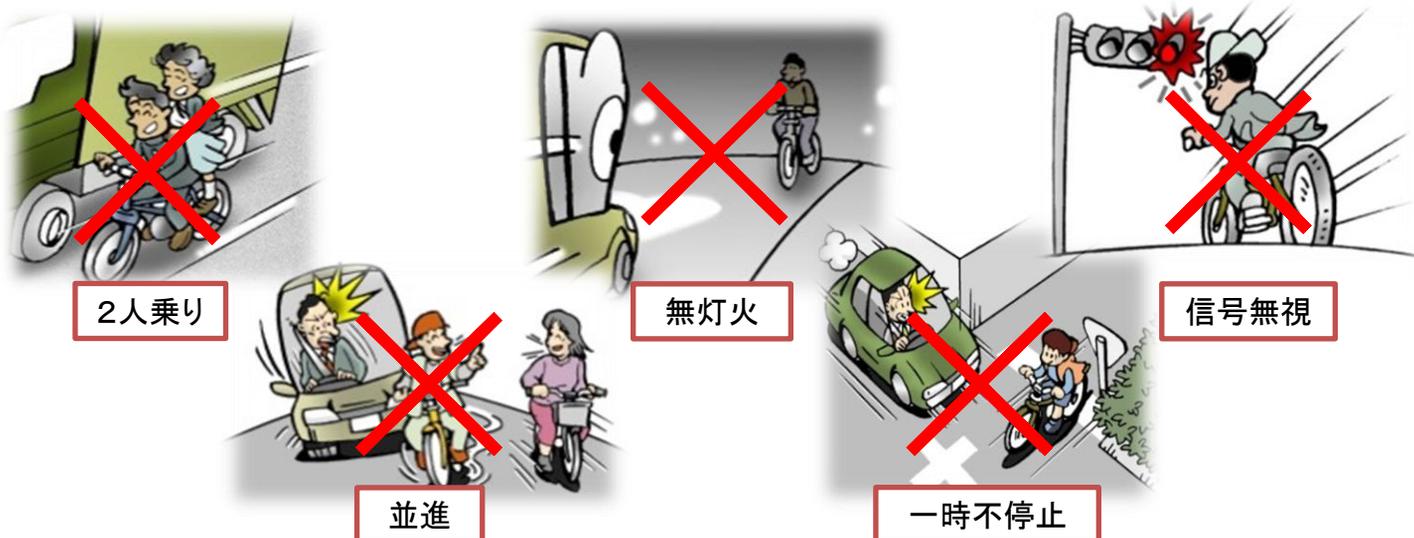
自転車は、自動車やバイクと同じ仲間の「**車両**」であるため、自転車を運転する時は、守らなければならない様々な交通ルールがあります。そのルールのうち、特に重要なものを取り上げたのが、「**自転車安全利用五則**」です。

まずは、この5つのルールをしっかりと守り、安全運転を心がけましょう。

### ～自転車安全利用五則～

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外  | ② 車道は左側を通行 |
| ③ 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行 | ④ 安全ルールを守る |
| ⑤ 子どもはヘルメットを着用      |            |

特に、これらの運転は危険です!!



### 5月は「自転車安全利用促進月間」です。

5月は「自転車安全利用促進月間」です。県内でも、「自転車マナーアップキャンペーン」(5月1日～5月31日)が実施されます。自転車も車両であることを十分に認識し、無灯火運転、2人乗り、傘さし運転や携帯電話・スマートフォンを使用しながらの運転等はせず、交通ルールを遵守し、マナー向上につとめましょう。



自転車交通安全教育の時間 平成29年5月号(第44号)

# Traffic Safety News



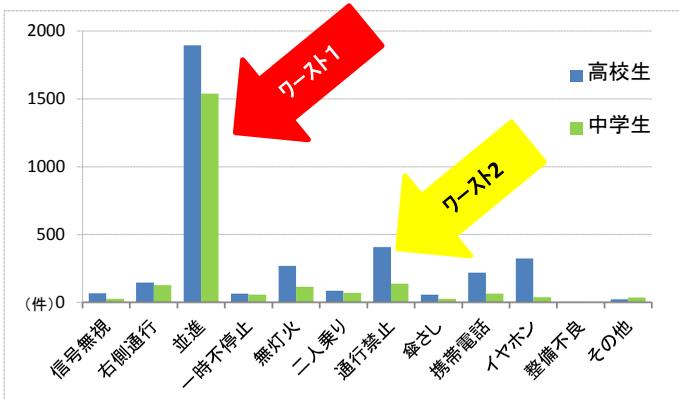
～ 自転車の交通マナーを高めよう ～

高知県では、5月1日から31日までの1か月間、自転車の安全な利用の促進のため、「自転車マナーアップキャンペーン」を実施しています。みなさんは交通ルールを守り、マナーを意識した安全な自転車の運転ができていますでしょうか？

平成28年度に、自転車のルール違反者に交付された自転車指導警告票の総件数は12,565件でしたが、そのうち、中・高校生への交付件数は5,779件で、全体の約46%と非常に高い割合を占めています。



## 1. 中・高校生の違反行為の内訳



【県内の中学生・高校生の自転車指導警告票交付件数(平成28年度)】

左のグラフは、中・高校生に交付された自転車指導警告票の違反行為の内訳を表しています。これを見ると、中・高校生ともに「**並進**」(59.4% (3,435件))の割合が非常に高く、次いで高いのが「**通行禁止**」(9.4% (545件))です。

中・高校生に多い違反行為は次のとおりです。

中学校	①並進 (1,540件)	②通行禁止 (138件)	③右側通行 (127件)
高校	①並進 (1,895件)	②通行禁止 (407件)	③イヤホン使用 (322件)

## 2. 中・高校生に多い「並進」「通行禁止」違反とは？

**【並進違反】** 罰則: 2万円以下の罰金又は料料

「並進」とは、2台以上の車両が同じ速度で並んで同じ方向に進むことを言います。自転車で友達と横に並んで話をしながら走っている状態は「並進」(道路交通法第19条(並進の禁止))です。

「並進」は、次のような危険があるので絶対にやめましょう。

○道路の多くの部分を占め、歩行者や他の車両の通行の妨げになる

○隣の人と会話をしながらの運転で、周囲への注意がおろそかになる



**【通行禁止違反】** 罰則: 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金(過失の場合は10万円以下の罰金)

自転車は軽車両(自動車(車両)の仲間)ですので、下記のような道路標識によって**通行を禁止されている道路**を、通行してはいけません。ただし、『自転車を除く』等の補助標識があれば自転車でも通行することができます。

自転車の通行を禁止する道路標識(例)



自転車の通行を許可する補助標識(例)



※高知市内のアーケードは、交通規制【歩行者専用】によって「歩行者専用道路」とされており、原則、車両の通行は禁止されています。ただし、補助標識により自転車は、19時から11時の間のみ、通行が認められています(補助標識の時間以外の通行は、「通行禁止」違反になります。)

## 3. ルールを守り、マナーアップに努めよう！

交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通ルールをしっかりと守り、交通マナー(他者の安全への気配り)を意識した正しい運転を心がけましょう。



自転車に乗る時は  
反射材用品と  
ヘルメットの着用を！

自転車交通安全教育の時間 平成29年6月号（第45号）

# Traffic Safety News



～ “ながら運転” はやめよう ～

## 自転車の“ながら運転”は危険です！

6月に入り、梅雨の時期がやってきました。雨の日には、傘差し運転をする自転車を見かけますが、これは危険な違反行為です。傘差し運転に限らず、スマートフォンや携帯電話を操作しながらの運転や、イヤホン等をして音楽を聴きながらの運転も違反行為ですので絶対にしてはいけません。

このような“ながら運転”にはどのような危険が潜んでいるのでしょうか？

### 【傘を差しながら・・・】



- ・片手運転で不安定な状態になる
- ・とっさのハンドル操作ができなくなる
- ・ブレーキの効きが悪くなる

### 【スマートフォン等を操作しながら・・・】



- ・視線が画面に集中し、脇見の状態になる
- ・画面の内容に集中し、周囲への注意が散漫になる

### 【音楽を聴きながら・・・】



- ・近づいてくる車やバイクなどの音が聞こえない
- ・音楽に集中し、周囲への注意が散漫になる

このように、“ながら運転”をしていたら、危険の予測・察知がしづらくなるうえに、本来なら回避するための操作ができるところで、とっさの操作ができずに事故に遭う危険性が高くなります。

“ながら運転”は危険だと知りながら、「少しくらいなら大丈夫」と油断したり、「自分には関係ない」と他人事と考えたりしていませんか？

**自分が事故に遭わない、事故を起こさないためにも交通ルールを守りましょう。**

“ながら運転”は、**道路交通法**や**高知県道路交通法施行細則**により禁止されています。

違反すると・・・



**5万円以下の罰金!!**

※県内の中・高校生の「傘差し・携帯電話・イヤホン」の指導警告件数は、722件(中・高校生全体の12.5%)もありました。(H28年)

## スケアード・ストレイト（スタントマンによる自転車交通安全教室）を実施！

平成29年5月30日(火)午後1時50分から、高知市立大津中学校のグラウンドで、生徒約250人が、交通事故の危険性等を学びました。

【内容】

- ・プロのスタントマンによる模擬交通事故を間近で見学し、交通事故の恐ろしさを実感する
- ・警察職員による、交通事故被害者家族の手記の朗読を聞き、「残された家族の思い」を生徒みんなで考える



交通ルールを守った自転車の運転を心掛けます。

### 生徒の声

初めて、車が自転車にぶつかる場所を見ました。車の速度は速くなかったけれど、衝突の衝撃は思ったよりも大きく、驚きました。私もたまたま、片手で運転したり、ちょっとだけ右側を通行したりしていましたが、そんな運転も違反で、危ないことだと分かりました。今日の体験を活かして、正しい自転車の乗り方をしようと思いました。



**自転車に乗る時はヘルメットの着用を！**

自転車交通安全教育の時間 平成29年7月号（第46号）

# Traffic Safety News



～ もしもの時に備えて、ヘルメットを着用しよう！！ ～

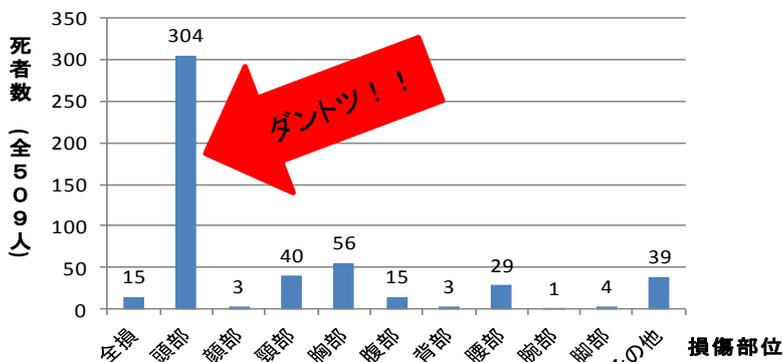
## 1. 頭部損傷の危険性

右のグラフは、昨年（平成28年）中に、全国で自転車利用中に交通事故に遭い、亡くなった人を損傷部位別に表しています。

全体の約60%の人が頭部を損傷して亡くなっていることから、頭部の損傷は死につながる危険性が高いことが分かります。

また、死を免れたとしても、頭部の損傷により重大な後遺症が残る危険性もあります。

自転車利用中の死者の損傷部位（平成28年 全国）



## 2. 頭部損傷による死者のヘルメット着用率

頭部を損傷して亡くなった人（304人）のうち、ヘルメットを着用していなかった人は289人で、約95%を占めています。

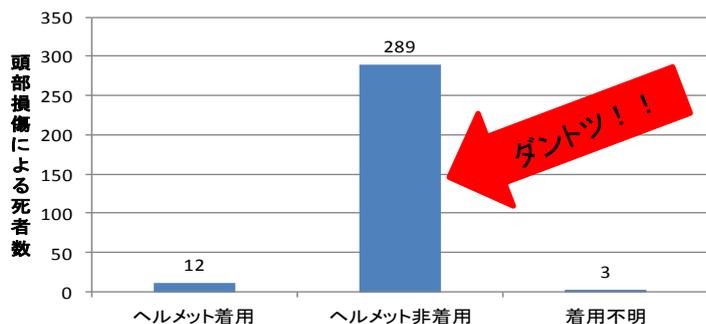
また、この304人のうちの多くの人々が、車のタイヤや路面といった硬い物と頭部が衝突しており、事故にあったときには頭部をヘルメットで守ることが、命を守るうえで非常に重要であると言えます。

※参考（事故時に多くの人が頭部を強打するところ）

路面・・・亡くなった人は140人（約46%）

車の外板等・・・亡くなった人は138人（約45%）

頭部損傷死者のヘルメット着用状況（平成28年 全国）



## 3. ヘルメットを着用しましょう！！

万が一の交通事故から大切な自分の命を守るためには、頭部への重大な怪我を防いでくれるヘルメットが大変役に立つと言えます。

また、ヘルメットを着用することは、ドライバーに自分の存在をアピールすることができ、ドライバーに気付いてもらうことで、事故にあう危険性を軽減することも期待できます。

さらに、これから夏休みが始まると、日差しが強い日中に自転車に乗ることも多いと思いますが、ヘルメットは日差しが頭に直接当たることを防いでくれるため、熱中症の予防にもなります。

事故時の被害軽減だけでなく、熱中症対策にもなるため、ぜひ、ヘルメットを着用しましょう！！



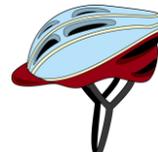
## 4. 安全基準に合った、SGマーク付きヘルメットを選びましょう



SGマーク

SGマークとは、SG基準という安全基準に適合したものに付いている、安全を保証するマークです。衝撃吸収性試験やあごひも引っ張り試験といったヘルメットに関するあらゆる試験を行い、消費者や製造者等が設定した安全基準に合格したものに付けられます。つまり、SGマークが付いているヘルメットは、厳しい試験に合格した、安全性の高いヘルメットと言えます。

また、近年のヘルメットは、色々なデザインのものがあるので、自分の好みに合うものを選んでみてはどうでしょうか？



自転車交通安全教育の時間 平成29年9月号（第47号）

# Traffic Safety News



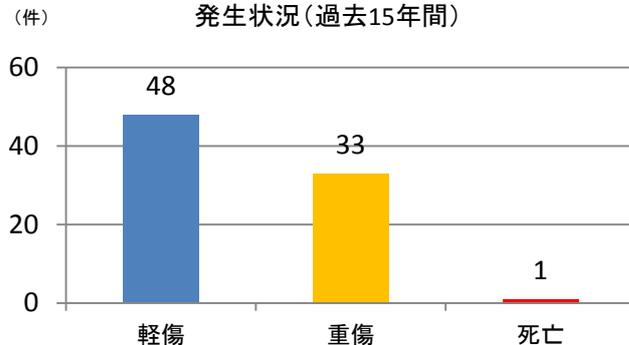
～ 歩行者に優しい運転をしましょう ～

## 1. 自転車の対歩行者事故の実態

自転車は、手軽で便利な乗り物ですが、乗り方を誤ると、交通事故に遭ったり起こしたりしてしまいます。

その際、怪我をするのは、自転車の運転手ばかりではありません。自転車が歩行者にぶつかってしまった場合は、歩行者に怪我を負わせたり、最悪の場合は死亡させてしまうこともあります(右のグラフのとおり)。

高知県における自転車の対歩行者事故の発生状況(過去15年間)



## 2. 歩行者に優しい運転とは？

自転車を運転する時は、次の交通ルールをしっかりと守り、歩行者に優しい運転を心がけましょう。

### ① 歩道の通行は歩行者優先

自転車は「車両」であり、本来、車道通行が原則です。あくまで、自転車の**歩道通行は例外的**に認められているもので、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、**一時停止しなければならない**と決められています。

自転車での歩道通行時は、場合によっては自転車から降りて押して歩くなど、歩行者優先の気持ちを持ちましょう。



### ② 歩行者の近くを通るときには安全な間隔を

自転車歩行者の近くを通行するときは、**安全な間隔を確保**するか、または**徐行しなければならない**と決められています。

自転車は何気なく歩行者の側を通っているつもりでも、歩行者にすれば、危険と感じていることもあるかも知れません。あらかじめ安全な間隔(1.5m以上)を取ったり、徐行したりすることで、歩行者の思いがけない動きに対応することもできます。



### ③ 並進走行をしない

街頭では、自転車の並進をよく見かけますが、中・高校生に対する自転車指導警告票の**最も多い違反が「並進」**です。

自転車とはいえ、2台並べば、軽四自動車ほどの幅(約1.5m)を占めることになり、歩行者の通行の妨げになったり、接触・衝突したりする危険性が高まります。また、隣の人と会話をしながらの運転は、周囲への注意がおろそかになり、危険な状況が発生しても気付くのが遅れ、事故に遭う危険性も高くなります。



## 秋の全国交通安全運動が始まります 【運動期間：9月21日(木)から9月30日(土)までの10日間】

今年の秋の全国交通安全運動の重点目標に、「**子供と高齢者の安全な通行の確保**と高齢運転者の交通事故防止」、「**夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止**」が挙げられています。

歩行者に優しい運転はもちろんですが、これからはだんだんと夕暮れが早くなってきますので、**ライトの早めの点灯や反射材等の活用**により、自分の存在を周囲に知らせる工夫をしましょう。また、この機会に自分自身の自転車の運転状況を振り返り、交通事故の被害者にも加害者にもならないように、安全な運転を心がけましょう。



自転車に乗る時はヘルメットの着用を!

自転車交通安全教育の時間 平成29年10月号（第48号）

# Traffic Safety News



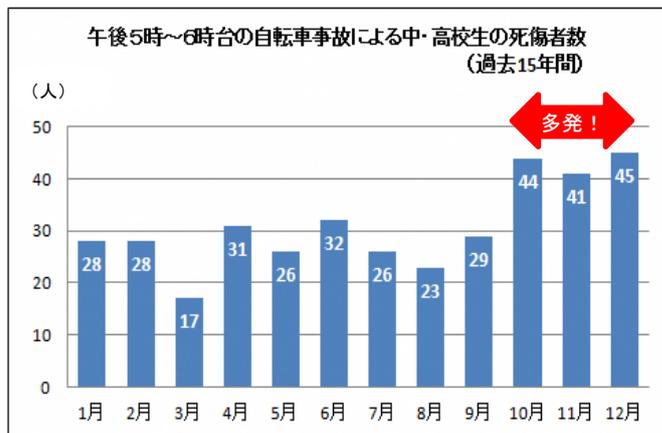
～ 薄暮（ハクボ）時間帯に気を付けよう ～

## 1. 10月から年末にかけて、薄暮時間帯に死傷者数が増加

薄暮時間帯とは、日の入り前後の1時間をさし、10月以降は午後4時～7時くらいになります。

10月から年末にかけては、この薄暮時間帯に重大な交通事故が発生する傾向があるとされており、高知県内でも、10月～12月の午後5時～6時台は、中・高校生の自転車事故による死傷者数が多くなっています（右のグラフのとおり）。

薄暮時間帯は、明るさの急激な変化のため周囲が見えづらくなるうえ、10月～12月の薄暮時間帯は、交通量が多くなる帰宅ラッシュと下校時間が重なるので、特に注意が必要です。



## 2. 薄暮時間帯に気を付けてもらいたいこと

### ① ライトは早めに点けましょう



自転車のライトは、進行方向の進路を照らすだけでなく、他の車や歩行者に対して自転車の存在を知らせる役目があります。

自転車の無灯火運転は、車のドライバーや歩行者から見落とされ、事故を引き起こす危険性が高くなります。

早めのライトの点灯を習慣付けましょう。

### ② 反射器材を必ず装着しましょう



反射器材は、車のライトや周囲の明かりを反射し、自分の存在を周囲にアピールしてくれます。

自転車の後部に取り付けるリアフレクターは後方から来る車が、車輪に取り付けるスポークフレクターは横から来る車が、自転車の存在に気がつきやすくなります。

自転車には反射器材を必ず装着し、破損がないかどうか、こまめに確認しましょう。



リアフレクター



スポークフレクター

### ③ 反射材用品を積極的に身に付けましょう



中・高校生の制服は色が暗く、夜間は車の運転手からは見えづらいとの意見もあります。

自転車を運転する時だけでなく、徒歩の場合も、反射タスキや反射キーホルダーなどの反射材用品を積極的に身に付け、自分の存在を周囲にアピールすることで、交通事故を防ぐ工夫をしましょう。



反射キーホルダー



自転車に乗る時はヘルメットの着用を！

自転車交通安全教育の時間 平成29年11月号（第49号）

# Traffic Safety News



～ 事故事例から学ぶ正しい道路の横断方法 ～

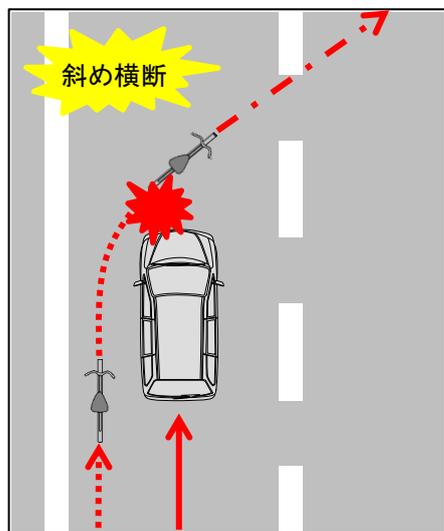
## 1. 自転車運転者の死亡事故が発生

先月、高知県内で、自転車が車と衝突し、自転車を運転していた男性が亡くなる交通事故が発生しました。

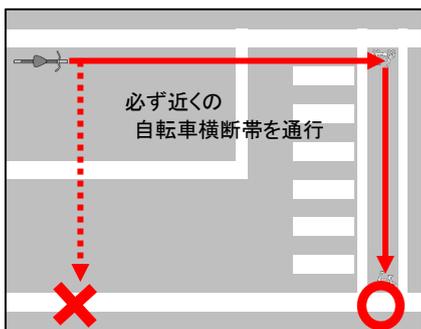
事故の状況は、自転車が片側一車線の直線道路の左端を進行中、道路を斜めに横断しようと進路を変更したところ、後方から来ていた車と衝突したものです。

事故の主な原因としては、自転車の運転者が右後方の安全を確認しないまま、進路を変更してしまったことや、道路の正しい横断方法を守らなかったことなどが考えられます。

道路を横断する時の注意点を一緒に確認していきましょう。



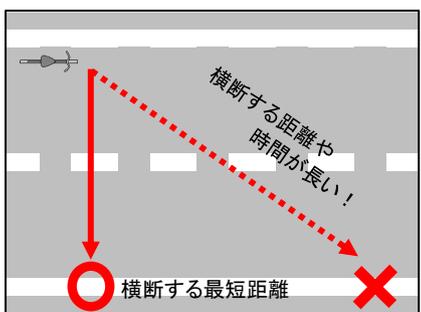
## 2. 正しい道路の横断方法



### ① 自転車横断帯を通行しよう

・道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯がある場合（概ね30m程度の範囲）は、その自転車横断帯を通過して道路を横断しなければいけません。（道路交通法第63条の6）

・交通事故に遭う危険性を少しでも減らすために、少し遠回りでも、信号機のある交差点の自転車横断帯を通行しましょう。



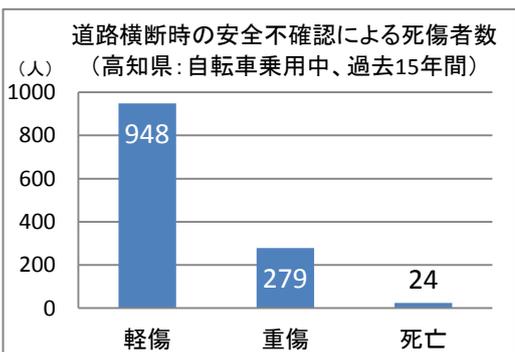
### ② 道路の最短距離を速やかに渡ろう

・道路を横断するときは、左右の見通しのよい場所を選び、車などが途切れたときに、直角に最短距離を横断しなければいけません。

・安全確認をしっかりと行い、他の車両の進行妨害とならないように横断しなければいけません。

・道路の斜め横断は、横断距離や時間が長くなり、その分、道路を走行中の車などと接触する可能性が高まるので絶対にやめましょう。

## 3. 安全確認の重要性



左のグラフは、自転車乗用中の道路横断時に、安全確認をしなかった（または不十分だった）ために交通事故に遭い、死傷した人数を表しています。

安全確認が不十分だと交通事故に遭う可能性が高くなります。道路を横断したり、進路を変更したりする時は、必ず周囲の安全を確認する習慣を付けましょう。

交通事故の被害者にも加害者にもならないために、交通ルールとマナーを守った安全運転を心がけましょう。



自転車交通安全教育の時間 平成29年12月号（第50号）

# Traffic Safety News



～ 自転車を点検・整備しよう ～

## 1. 整備不良の自転車は危険です

自転車による交通事故を防ぐためには、整備された安全な自転車で、交通ルールやマナーを守った運転をすることが大切です。

高知県内でも、夜間にライトのない整備不良の自転車が、前方の歩行者に気づかずに衝突し、死亡させてしまう事故が発生しています。

日ごろから自転車の点検・整備を行い、ライトを点けていれば、事故は防げたのかも知れません。



とっさにブレーキが利かないと…。



ライトを点けていないと…。

自転車は、使っているうちに各部分が消耗または劣化してくるので、点検・整備をしていないと…

- タイヤがすり減ってしまって滑りやすくなる
- ブレーキシューが減っていてブレーキが上手くかからない
- ライトが点かない、もしくは点いても暗い

など、**知らないうちに危ない自転車に乗っている**ことがあります。

## 2. 自転車点検のチェックポイント



次の6つのポイントで自分の自転車を点検してみましょう。

1	ブレーキ	• 利きが甘かったり、利きすぎたりしていないか？
2	ベル	• 正常に鳴るか？ • ハンドルから手を放さなくても届く位置にあるか？
3	反射材	• 付いているか？ 角度はズレていないか？
4	タイヤ	• 空気圧は適正か？ 溝がしっかりあるか？
5	車体	• チェーンにたるみやサビはないか？ • ハンドルにガタつきはないか？
6	ライト	• きちんと点くか？ 暗すぎないか？

## 3. 点検・整備と自転車保険(TSマーク)

自転車安全整備士に自転車を点検・整備してもらおうと「安全な自転車」としてTSマークを貼ってもらえます。TSマークを貼った自転車には、傷害保険と賠償責任保険が付帯され、赤色TSマークだと、最大で1億円の賠償責任補償があります。有効期間は点検・整備を受けた日から1年間です。

TSマークを貼る料金は、自転車の点検・整備を受ける料金となるため、店や整備箇所によって異なりますが、2,000円程度です。

年に1度は自転車のプロによる点検・整備を受け、万が一の事故に備えましょう。

※TSマーク付帯保険は、整備された自転車に適用される保険のため、本人だけでなく、家族や友人でも保険の対象となります。

※平成29年9月30日までに貼付した赤色TSマークの賠償責任補償は5,000万円です。

### TSマークの種類と付帯保険の補償内容

TSマーク種別	第一種TSマーク(青マーク)	第二種TSマーク(赤マーク)
傷害補償	○入院15日以上 (一律) <b>1万円</b> ○死亡・重度後遺障害(1～4級) (一律) <b>30万円</b>	○入院15日以上 (一律) <b>10万円</b> ○死亡・重度後遺障害(1～4級) (一律) <b>100万円</b>
賠償責任補償	○死亡・重度後遺障害(1～7級) (限度額) <b>1,000万円</b>	○死亡・重度後遺障害(1～7級) (限度額) <b>一億円</b>
見舞金(被害者)		○入院15日以上 (一律) <b>10万円</b>



自転車に乗る時はヘルメットを着用

自転車交通安全教育の時間 平成30年1月号（第51号）

# Traffic Safety News



～ 車の特性を知ろう（内輪差と死角）～

## 1. スケアード・ストレイト自転車交通安全教室

昨年10月と11月に、プロのスタントマンが、実際に起こった交通事故を目の前で再現し、交通ルールやマナーの大切さを伝える、スケアード・ストレイトによる自転車交通安全教室を、県内の高校8校と中学校3校で開催しました。

今回は、再現した交通事故の中から、自転車を運転する際に必ず知っておいてもらいたい、車の内輪差と死角について紹介します。



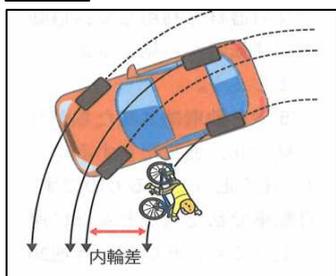
## 2. 内輪差とは？

車が右左折をする時、曲がる方向にある後輪が前輪よりも内側を通る「内輪差」が生じます。（図1）

そのため、車が左に曲がる時、車のすぐ左側にいると、左後輪に巻き込まれるおそれがあります。

この内輪差は、車の前輪と後輪の距離が離れているほど大きくなるため、トラックやバスなどの大型車両は特に注意が必要です。

図1



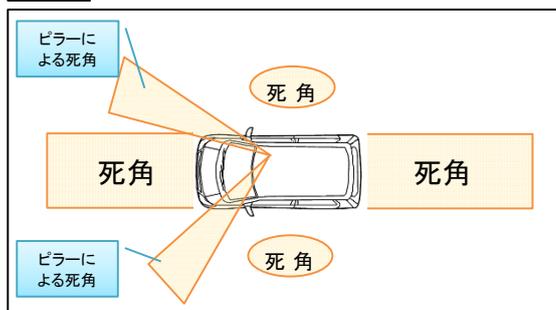
車の内輪差を意識して、車のすぐ側を走らないように、また、交差点で信号待ちをする時は、車道から離れた安全な場所で待ちましょう。

## 3. 死角とは？

車には、ピラー（車の柱）やミラー等の構造上の理由によって、運転席からは見えない部分があり、これを「死角」といいます。（図2）

死角に入っていると、周囲から見れば歩行者や自転車の存在は明らかでも、車の運転席からは見えません。

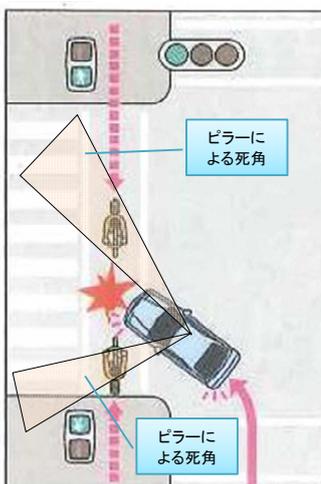
図2



こんなに近くを歩いても...

ピラー（車の柱）で運転席からは見えない!!

図3



交差点では、青信号に従って通行していても、事故に遭い、死傷するケースが発生しています。（図3）

こういったケースは、自転車が車の死角から進行してくるため、運転手が自転車の存在に気がついていない、または、気がついたときにはブレーキが間に合わないため、事故になっています。

「青信号だから大丈夫」、「車の運転手は自分に気づいているだろう」などとは思い込まず、車の動きに注意しながら、自分の目で安全をしっかりと確かめながら進行しましょう。



自転車に乗る時はヘルメットを着用

自転車交通安全教育の時間 平成30年2月号（第52号）

# Traffic Safety News



～ 交差点に気をつけよう ～

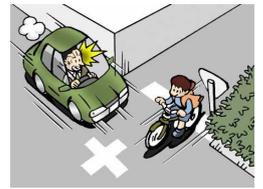
## 1. 県内の中・高校生の自転車事故の件数と割合（平成29年中）

県内の自転車事故に占める中・高校生の割合



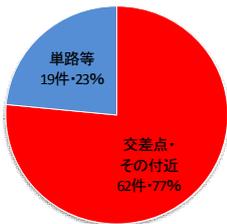
平成29年中の県内で発生した自転車に関係する交通事故は、**324件**（前年対比－52件）で、このうち、中学生と高校生が関係した自転車事故は**81件**（前年対比－7件）でした。

中・高校生の自転車事故の件数は年々減少しているものの、横ばい状態で推移していた自転車事故全体に占める割合は、昨年は**25.0%**（前年対比+1.6ポイント）と増加しました。

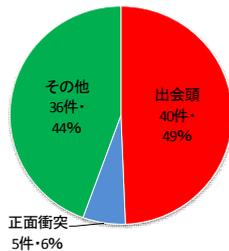


## 2. 中・高校生の自転車事故の特徴

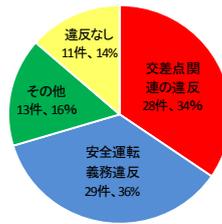
【道路形状別発生状況】



【事故類型別発生状況】



【違反別発生状況】



【道路別発生状況】



平成29年中に、県内で発生した中・高校生の自転車事故の特徴は・・・

- **交差点・その付近** (77%) での発生が最も多いこと
- **出会頭の衝突** (49%) が最も多いこと
- **86.4%** は自転車側にも**違反**があること
- **交差点に関連する違反** (一時不停止・徐行場所違反・信号無視など) や **安全運転義務違反** (安全確認や相手の動きへの注意ができていなかったなど) の割合が高いこと
- **市町村道等** (52%) での発生が最も多いこと



## 3. 交差点やその付近で事故に遭わないために

自転車で交差点やその付近を通行する時は、次のことを守って運転しましょう。

- 

(1) 一時停止の標識(左図①)がある場所では、停止線の手前で**一度完全に停止**しなければなりません。また、この標識のある交差点では、左右を通行している車等が優先となるため、その通行の妨げとなるような運転をしてはいけません。
- 

(2) 徐行の標識(左図②)がある場所や、見とおしの悪い交差点を通行するときは、必ず**徐行**しなければなりません。  
直ちに停止できる速度まで減速し、安全確認をしましょう。減速しても、なお危険な場所では、標識等がなくても一時停止し、安全を十分に確かめましょう。

(3) 信号が赤色の時はもちろんですが、歩行者・自転車専用信号が点滅し始めた後で、速度を上げて交差点へ進入し、道路を横断しようとする自転車も**信号無視**の違反です。青色点滅信号は、「急げ」という意味ではなく、「道路の横断を始めてはならない」という意味です。手前から信号をよく見て、必ず守り、安全を確かめてから、道路を横断しましょう。



自転車交通安全教育の時間 平成30年3月号（第53号）

# Traffic Safety News



～平成29年度のおさらい～

「Traffic Safety News(TSN)」は毎月1回(8月を除く)、県内の全ての中学校・高校に配付しています。

その目的は、みなさんが「**交通事故の被害者にも加害者にもならない**」ためです。

今月号では、この1年間で取り上げた内容のうち、特に気を付けてもらいたいことをおさらいします。

## 1. 自転車は「車両」の仲間

自転車は、自動車やバイクと同じ「**車両**」の仲間です。自転車を運転する際は、交通社会の一員として、自動車やバイクと同様に、道路交通法という交通ルールを守らなければなりません。

まずは、自転車の交通ルールをまとめた「**自転車安全利用五則**」をしっかりと理解し、安全運転をしましょう。

### 自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



## 2. 自転車の交通違反が、交通事故の原因に

平成29年中に、県内で発生した自転車事故(324件)のうち、中・高校生の自転車事故は**81件**で、4件に1件の割合で発生しています。さらに、中・高校生の自転車事故の**86.4%**に、中・高校生側に何らかの交通違反があり、特に、一時不停止・徐行場所違反・信号無視といった交差点に関連する違反の割合が高くなっていました。

一時停止や徐行が必要な場所を理解し、安全運転を心がけましょう。

止まれ  
STOP

### 一時停止が必要な場所とは・・・

一時停止の道路標識と停止線がある交差点です。停止線で一度完全に停止し、他の交通の安全を確認しながら進行しましょう。

徐行  
SLOW

### 徐行が必要な場所とは・・・

徐行の道路標識がある場所や、左右の見通しが悪い交差点、道路の曲がり角付近などです。

※徐行とは、すぐに停止できる速度です。

## 3. 歩行者にやさしい運転

昨年、県外では、左手にスマートフォン、右手に飲み物を持ちながらハンドルを支え、左耳にイヤホンをして自転車を運転し、歩行者と衝突して転倒させ、死亡させるという重大な交通事故が発生しました。

自転車は手軽で便利な乗り物ですが、乗り方を誤ると、相手に怪我を負わせたり、最悪の場合は死亡させてしまうこともあります。

自転車を運転する時は、交通ルールをしっかりと守り、思いやりを持った、**歩行者にやさしい運転**をすることが大切です。

### 歩行者にやさしい運転とは・・・

#### ①歩道の通行は、歩行者優先

自転車での歩道通行時は、歩行者の通行の妨げにならないようにしなければなりません。場合によっては一時停止をし、自転車から降りて、押して歩く必要もあります。



#### ②歩行者の近くを通るときには安全な間隔を

何気なく歩行者の側を通った時、その間隔が狭ければ歩行者が危険を感じているかもしれません。安全な間隔を意識しましょう。

## 4. 反射材などを使って、自らの安全を守るための工夫



交通事故を防止するためには、交通ルール(道路交通法)をしっかりと守ることはもちろん、自転車乗車時は**ライトを早めに点灯**したり、**反射材用品**を積極的に身に付けたりするなどして、自分の存在を周囲にしっかりと知らせることが大切です。また、万が一の事故による被害を少しでも軽減するために**ヘルメットを着用**するなど、自分の安全を守るための工夫を積極的に行いましょう。



自転車に乗る時は  
反射材用品と  
ヘルメットの着用を!